

寒河江市新型コロナ対策サポート補助金

市内の中小企業者が、新型コロナウイルス感染症対策を強化するために設備等を購入した際の費用の一部を支援します！（令和4年4月1日以降の購入分について補助）

【対象事業者】 次のいずれにも該当する事業者

(1) 市内に事業用家屋等がある中小企業者（以下参照）

業種	資本金の額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他（下記以外）の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※「資本金の額」又は「常時使用する従業員数」のいずれかが該当すること

※複数の事業者の所在地が同一の建物に所在し、代表者が同一人物、親子又は配偶者である場合は1事業者とみなし、代表する1事業者からの申請のみ受け付けるものとする

(2) 該当する事業用家屋等が、別表「業種一覧」に掲げる業種の中小企業者

(3) 現在営業活動を行っており、今後も事業継続の意思があること

(4) 性風俗関連特殊営業及び暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している事業者でないこと。

(5) 市税等の滞納がない（納税相談を含む）

※ただし、寒河江市に申告等が無い場合は、お住まいの市町村の納税証明書を添付すること。

【補助金額および補助率】

事業用家屋等1つにつき上限10万円（補助率2分の1）

※複数の事業用家屋等で事業を行っている場合は、2つまでを対象とする。

【補助対象経費】

区分	補助対象の例
設備等	パーティション、アクリル板、自動水栓、自動水洗または自動開閉トイレ、換気扇、空気清浄機、エアコン（換気機能又は空気清浄機能付きの機種に限る。）、紫外線殺菌装置、サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器、非接触型体温計、サーモグラフィカメラ、消毒液設置用ポンプスタンド、セルフレジ、三密対策のための店内レイアウト変更工事

【申請書類】

- (1) 寒河江市新型コロナ対策サポート補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 経費の内容が分かる領収書等
- (3) 設備改修箇所、購入品設置後の写真
- (4) 支援金振込先口座の通帳の写し（口座番号・名義（カタカナ）で表示されているページ）
- (5) 事業開始後、まだ申告時期をむかえていない事業者については
法人…履歴事項全部証明書の写し 個人事業主…開業届出書の写し 等

※申請書等様式は市ホームページからダウンロードできます。

◆提出期限 令和5年2月28日（火）

◆提出先 〒991-8601 寒河江市中央一丁目9番45号
お問合せ 寒河江市商工推進課商工振興係
☎0237-85-1492